

みらい相続定期預金

未来への想いを繋ぐ
大切な預金をお預かりします。

適用
金利

3年もの

店頭表示金利

+

0.10%



5年もの

適用
金利

店頭表示金利

+

0.15%

ご利用いただける方

- 当金庫の営業地区内に居住または勤務されている方
- 個人、個人事業主のうち、相続手続き終了後から3年以内の方

対象商品

- スーパー定期預金(証書式、総合口座、定期預金通帳)
- ※お預入金額が1010百万円の場合、総合口座の取扱いできません。

お預入期間

- 3年 ※原則として、自動継続(元金継続・元利金継続)となります。
- 5年 ※原則として、自動継続(元金継続・元利金継続)となります。

お預入方法

- 預入方法 一括してお預け入れいただきます。
- 預入金額 1百万円以上1,000万円以内(ただし相続で受取した金額範囲内)
- 預入単位 1円単位
- 累計限度額 1,000万円以内

お預入原資

- 相続にて取得した預貯金、不動産や有価証券の売却代金、受取保険金等

適用利率

- 3年もの 店頭表示金利+0.10%
- 5年もの 店頭表示金利+0.15%

※店頭表示利率は、原則毎週見直しを行っております。

※利息は税引前であり、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。

※満期日前に解約された場合は、スーパー定期預金の中途解約利率で利息の計算を行い、元金および利息をお支払いいたします。

税金

- 20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)
- ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。
- ※マル優ご利用の場合は税金はかかりません。

必要書類

当金庫にて相続手続きをされた方

- 本人確認書類

当金庫以外の金融機関にて相続手続きをされた方

- 本人確認書類
- 相続手続き終了後3年以内であることが確認できる書類
- 相続にて取得した資金であることが確認できる書類
- 相続人であることが確認できる書類

※遺産分割協議書の写し、戸籍謄本の写し、遺言書、金融機関に提出した相続依頼書類の写し、被相続人名義の解約通帳または計算書等で確認いたします。

その他参考となる事項

- みらいポイントカードの対象外となります。
- この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
- ATMでのお預け入れはできません。
- 金融情勢の変化等により、お取扱い内容の変更または販売を終了することがあります。
- 詳しくは、窓口または渉外担当者にお問い合わせいただくか、店頭に備え付けの商品概要説明書をご覧ください。

